

スポーツ振興くじ助成金(総合型地域スポーツクラブ活動助成)について

1 令和5年度スポーツ振興くじ助成の配分額等

- (1) 令和4年11月からの令和5年度スポーツ振興くじ助成の募集(以下「当初募集」という。)に当たっては、「クラブアドバイザー等配置事業」を除く総合型地域スポーツクラブ活動助成の各事業(令和5年度に助成初年度となる団体が対象)について、運動部活動の地域移行に関する国の政策を踏まえるため、募集を見合わせましたが、スポーツ庁と協議を重ねた結果、令和5年度においては、新たな事業ではなく、募集を見合わせていた事業について募集することとなったため、令和5年1月から追加募集を行いました。
- (2) 令和5年度当初募集に係るスポーツ振興くじ助成金として助成額約173億円を配分。
- (3) そのうち、総合型地域スポーツクラブ活動助成については、127件 約2億円を配分。
- (4) クラブアドバイザー等配置事業については、36件 約1億円を配分。
- (5) 総合型地域スポーツクラブは、総合型地域スポーツクラブ活動助成のほか、スポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ教室、大会等の開催」、「新規会員獲得事業」等にも申請することが可能。(総合型地域スポーツクラブ活動助成との併用不可)

2 今後の総合型地域スポーツクラブ活動助成における助成対象事業について

総合型地域クラブの登録・認証制度に関して、令和6年度以降、総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定める登録基準を満たし、登録クラブとして認定されていることを申請の要件とすることを検討しています。

3 令和4年度実績報告書及び令和5年度申請書類の審査から見える課題

(1) クラブマネジャーの業務区分について

クラブマネジャー業務として賃金を受け取っていた時間帯に教室指導者としても謝金を受け取り、両方に助成金の申請を行った実態(重複請求)や、別の兼職先の業務従事時間帯にクラブマネジャー業務を実施したとする従事報告(虚偽報告)が確認されるケースがありました。その結果、不正があったとして、交付の決定を取り消し、加算金を上乗せして助成金の返還を求めるとともに、助成対象者からの除外(5年間)を行っています。今後、そのような不正が生じないように、総合型地域スポーツクラブのガバナンス強化に、より一層の支援をいただきますよう、お願いします。

(2) クラブアドバイザー等配置事業の業務区分について

中間支援組織に係る業務を除き、本来、助成対象者及び助成対象者の関連団体が担うべき業務は対象となりませんので明確に区分してください。

(3) 寄附について

助成事業者は、賃金の支払対象者(クラブマネジャー等)や謝金の支払対象者(指導者、スタッフ等)、支払対象者と生計を一にする配偶者等親族から、寄附金等を受け取ることを禁止します。実態の伴わない賃金や謝金の支払等の不正が明らかになった場合、交付の決定を取り消し、加算金を上乗せして助成金の返還を求めるとともに、助成対象者からの除外(5年間)を行うこととなります。

4 スポーツくじの売上状況

- (1) 令和4年度のスポーツくじの売上は、1等最高当せん金12億円の「MEGA BIG」及び基幹商品である「BIG」の売上が好調に推移したことや、令和4年9月に販売を開始した1試合予想くじ「WINNER」がサッカーワールドカップ日本代表戦を中心に多くのお客様にお楽しみいただけしたことなどにより、3年連続で1,000億円を超え、約1,114億円となりました。
- (2) 今後ともスポーツくじのPR活動にご協力くださいますよう、宜しくお願いいたします。



<お問合せ先>

独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部支援第二課地域スポーツ支援第二係
TEL:03-5410-9188 FAX:03-5411-3477
メールアドレス: josei1@jpnспорт.go.jp